

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月5日
【会社名】	スター・マイカ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Star Mica Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水永 政志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-2785
【事務連絡者氏名】	長谷 学
【最寄りの連絡場所】	スター・マイカ株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-2701
【事務連絡者氏名】	スター・マイカ株式会社 経営管理部長 相澤 貴純
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	0円（注）1 5,820,779,600円（注）2 （注）1．新株予約権証券の発行価額の総額です。 2．新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

スター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）が2019年4月5日付で関東財務局長に四半期報告書を提出したことに伴い、2019年2月7日付で提出いたしました有価証券届出書及び2019年2月27日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関連する事項を訂正するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

第三部 企業情報

第2 事業の状況

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

4 経営上の重要な契約等

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	55,640個（注）1、2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	2019年6月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. スター・マイカ・ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）及びスター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）は、2019年6月1日付けで当社を株式交換完全親会社とし、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を予定しております。

2. 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第1回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第2回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第3回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第4回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第5回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第6回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第7回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第8回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第9回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第10回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第11回新株予約権

3. 2019年2月27日現在におけるスター・マイカの上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、スター・マイカの新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
4. 割当対象者は、基準時におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録されたスター・マイカの新株予約権者であります。
5. 新株予約権は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカ両社の取締役会決議（株式交換契約の承認及び株主総会への付議）、並びに2019年2月26日の両社の株主総会の特別決議（株式交換契約の承認）に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。

(訂正後)

発行数	55,640個(注)1、2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	2019年6月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注)1. スター・マイカ・ホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)及びスター・マイカ株式会社(以下「スター・マイカ」といいます。)は、2019年6月1日付けで当社を株式交換完全親会社とし、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を予定しております。

2. 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第1回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第2回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第3回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第4回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第5回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第6回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第7回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第8回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第9回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第10回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第11回新株予約権

3. 2019年4月5日現在におけるスター・マイカの上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、スター・マイカの新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
4. 割当対象者は、基準時におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録されたスター・マイカの新株予約権者であります。
5. 新株予約権は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカ両社の取締役会決議（株式交換契約の承認及び株主総会への付議）、並びに2019年2月26日の両社の株主総会の特別決議（株式交換契約の承認）に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

第 1 回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-1）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-1）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	160,000,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-1）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-1）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（640,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（250円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	16,200円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（16,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	24,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（24,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 4）の3．をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 4）の5．をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	44,600円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 4）の7．をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2 - 4）の12．をご参照ください。

（注）1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

- 2．新株予約権の目的となる株式の数（44,600株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	27,200円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（27,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

第6回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-6）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-6）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	31,600円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-6）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-6）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（31,600株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

第7回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	57,222,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（102,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（561円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

第8回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 8）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 8）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,602,900,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2 - 8）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 8）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2 - 8）の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2 - 8）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（900,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1,781円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

第9回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-9）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-9）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,000,034,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-9）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-9）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（427,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（2,342円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

第10回新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-10）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-10）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,342円（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：836,562,400円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-10）の9.を参照。）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-10）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,000,160,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-10）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-10）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（357,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の当初行使価額（2,800円）を乗じた金額となります。なお、行使価額の修正についての詳細は株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。また、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

第11回新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-11）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-11）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,800円（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：1,473,920,000円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-11）の9.を参照。）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-11）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,000,320,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-11）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-11）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（526,400株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の当初行使価額（3,800円）を乗じた金額となります。なお、行使価額の修正についての詳細は株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。また、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

(訂正後)

第1回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-1）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-1）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	160,000,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-1）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-1）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（640,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（250円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	16,200円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（16,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	24,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（24,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 4）の3．をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 4）の5．をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	44,600円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 4）の7．をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2 - 4）の12．をご参照ください。

（注）1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

- 2．新株予約権の目的となる株式の数（44,600株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	27,200円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（27,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

第6回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-6）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-6）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	31,600円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-6）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-6）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（31,600株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

第7回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	57,222,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（102,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（561円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

第8回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 8）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 8）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,602,900,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2 - 8）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 8）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2 - 8）の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2 - 8）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（900,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1,781円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

第9回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-9）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-9）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,000,034,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-9）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-9）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（427,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（2,342円）を乗じた金額となります。なお、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

第10回新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-10）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-10）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,342円（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：836,562,400円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-10）の9.を参照。）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-10）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,000,160,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-10）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-10）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（357,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の当初行使価額（2,800円）を乗じた金額となります。なお、行使価額の修正についての詳細は株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。また、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

第11回新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-11）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-11）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,800円（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：1,473,920,000円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-11）の9.を参照。）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-11）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,000,320,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-11）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-11）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（526,400株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の当初行使価額（3,800円）を乗じた金額となります。なお、行使価額の修正についての詳細は株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。また、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(訂正前)

当社の資金状況ですが、決算期を4月末日から11月末日に変更したことに伴い、2018年5月1日から2018年11月30日までの変則決算となりましたが、受取配当金収入等により営業活動によるキャッシュ・フローは81,438千円の収入（前期比60,089千円の収入増）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の購入等により、4,531千円の支出（前期は48,441千円の収入）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金残高が減少したことにより、289,392千円の支出（前期は2,912千円の収入）となりました。資本の財源及び資金の流動性につきましては、本株式交換によるスター・マイカの完全子会社化を見据えて、適切な水準の流動性維持及び効率的な資金の確保を最優先としており、運転資金については短期借入金で調達しております。

なお、スター・マイカの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

(訂正後)

当社の資金状況ですが、決算期を4月末日から11月末日に変更したことに伴い、2018年5月1日から2018年11月30日までの変則決算となりましたが、受取配当金収入等により営業活動によるキャッシュ・フローは81,438千円の収入（前期比60,089千円の収入増）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の購入等により、4,531千円の支出（前期は48,441千円の収入）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金残高が減少したことにより、289,392千円の支出（前期は2,912千円の収入）となりました。資本の財源及び資金の流動性につきましては、本株式交換によるスター・マイカの完全子会社化を見据えて、適切な水準の流動性維持及び効率的な資金の確保を最優先としており、運転資金については短期借入金で調達しております。

なお、スター・マイカの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）及び四半期報告書（2019年4月5日提出）をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社はスター・マイカとの間で、2018年11月1日、両社株主総会の承認を前提として、2019年6月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、スター・マイカを完全子会社とする本株式交換を行うこととする本株式交換契約を締結しております。詳細については、前記「第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】第1【組織再編成（公開買付け）の概要】3【組織再編成に係る契約】」をご参照ください。

なお、スター・マイカの経営上の重要な契約等については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

(訂正後)

当社はスター・マイカとの間で、2018年11月1日、両社株主総会の承認を前提として、2019年6月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、スター・マイカを完全子会社とする本株式交換を行うこととする本株式交換契約を締結しております。詳細については、前記「第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】第1【組織再編成（公開買付け）の概要】3【組織再編成に係る契約】」をご参照ください。

なお、スター・マイカの経営上の重要な契約等については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）及び四半期報告書（2019年4月5日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(2) スター・マイカ

(訂正前)

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

(訂正後)

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）及び四半期報告書（2019年4月5日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(2) スター・マイカ

(訂正前)

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

(訂正後)

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）及び四半期報告書（2019年4月5日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(2) スター・マイカ

(訂正前)

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

(訂正後)

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）及び四半期報告書（2019年4月5日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

(前略)

イ 第1回新株予約権

新株予約権の数	3,200個(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-1)の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-1)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-1)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 2019年2月27日現在における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第1回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

□ 第2回新株予約権

新株予約権の数	81個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第2回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

八 第3回新株予約権

新株予約権の数	120個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第3回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

二 第4回新株予約権

新株予約権の数	223個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-4）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-4）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-4）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-4）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在におけるスター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第4回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

ホ 第5回新株予約権

新株予約権の数	13,600個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第5回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

ヘ 第6回新株予約権

新株予約権の数	15,800個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-6）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-6）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-6）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-6）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第6回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

ト 第7回新株予約権

新株予約権の数	510個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第7回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

チ 第8回新株予約権

新株予約権の数	9,000個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-8）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-8）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-8）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-8）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-8）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第8回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

（訂正後）

（前略）

イ 第1回新株予約権

新株予約権の数	3,200個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-1）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-1）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-1）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第1回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

□ 第2回新株予約権

新株予約権の数	81個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第2回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

八 第3回新株予約権

新株予約権の数	120個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第3回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

二 第4回新株予約権

新株予約権の数	223個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-4）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-4）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-4）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-4）の12.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在におけるスター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第4回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

ホ 第5回新株予約権

新株予約権の数	13,600個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第5回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

ヘ 第6回新株予約権

新株予約権の数	15,800個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-6）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-6）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-6）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-6）の12.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第6回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

ト 第7回新株予約権

新株予約権の数	510個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第7回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

チ 第8回新株予約権

新株予約権の数	9,000個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-8）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-8）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-8）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-8）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-8）の11.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第8回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までには「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

【その他新株予約権等の状況】

(訂正前)

(前略)

イ 第9回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
新株予約権の数	4,270個(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-9)の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-9)の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書(別紙2-9)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-9)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書(別紙2-9)の11.をご参照ください。

(注) 2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第9回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時までには「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

□ 第10回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-10）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-10）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,342円（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：836,562,400円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-10）の9.を参照。）。
新株予約権の数	3,572個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-10）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-10）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-10）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第10回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

八 第11回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-11）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-11）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,800円（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：1,473,920,000円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-11）の9.を参照。）。
新株予約権の数	5,264個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-11）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-11）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-11）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第11回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

(訂正後)

(前略)

イ 第9回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
新株予約権の数	4,270個(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-9)の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-9)の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書(別紙2-9)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-9)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書(別紙2-9)の11.をご参照ください。

(注) 2019年4月5日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第9回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

□ 第10回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-10）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-10）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,342円（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：836,562,400円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-10）の9.を参照。）。
新株予約権の数	3,572個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-10）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-10）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-10）の11.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第10回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

八 第11回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-11）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-11）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,800円（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：1,473,920,000円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-11）の9.を参照。）。
新株予約権の数	5,264個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-11）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-11）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-11）の11.をご参照ください。

（注）2019年4月5日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第11回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年4月5日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

第六部【組織再編成対象会社情報】**第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】****(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】**

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第18期）（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）2019年2月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第18期）（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）2019年2月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第19期第1四半期（自 2018年12月1日 至 2019年2月28日）2019年4月5日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。